

現行基本計画総論	新たな基本計画総論案
1. 計画策定の趣旨	1. 基本計画策定の趣旨
2. 計画の期間	2. 計画の期間
3. 計画の指標 (1)人口 (2)財政フレーム ①歳入 ②歳出 ■財政見通し(平成16年度～平成25年度)	3. 計画の指標 (1)人口の推移 (2)財政フレーム ①歳入 ②歳出 ■財政見通し(平成26年度～平成35年度)
	4. 計画策定の背景(各種市民参加の取組) (1)市民意識調査 (2)「まちづくりシンポジウム」、「まちづくり市民ワークショップ」、 「子どもワークショップ」、「企業・団体ヒアリング」
4. 計画の方針 (1)市民参加と情報公開の推進 ①市民参加 ②情報公開 (2)健全な財政運営 ①行財政改革の推進 ②自主財源の確保 ③特定財源の有効活用 ④財政運営の適正化 ⑤財政計画の作成 (3)公共施設の有効活用 ①公共施設の統合整備 ②新たな施設の整備 (4)新市建設計画の推進 ①新市建設計画の位置付け ②新市建設計画の重点施策	5. 計画を推進するために (全体に関わる事項として以下の重要な留意点について記載) (1)みんなでつくるまちづくりの推進 ◆キーワード【市民参加、協働、情報公開】 (2)助け合い、支えあいのまちづくりの推進 ◆キーワード【コミュニティ】 (3)選択と集中による施策の重点化 ◆キーワード【行政評価】 (4)健全な財政運営 ◆キーワード【行財政改革、自主財源確保、特定財源有効活用 財政運営適正化、財政計画】 (5)公共施設の適正配置と施設マネジメント ◆キーワード【改修・更新需要への対応、量的・質的適正化、 維持管理コストの適正化、資金計画】 ■計画の読み方(見方)
5. 重点プロジェクト	
6. 計画の体系	6. 計画の体系

基本計画総論案(素案) 前回資料からの変更点

第11回審議会提示素案	今回の提示素案	変更理由
<p>4. 今後のまちづくりに関する市民の考え・意見 ●-----></p> <p>(1) 市民意識調査 (2) 「まちづくりシンポジウム」、「まちづくり市民ワークショップ」、 「子どもワークショップ」、「企業・団体ヒアリング」</p>	<p>4. 計画策定の背景(各種市民参加の取組)</p> <p>(1) 市民意識調査 (2) 「まちづくりシンポジウム」、「まちづくり市民ワークショップ」、 「子どもワークショップ」、「企業・団体ヒアリング」</p>	<p>●項目タイトルの変更 <理由> 記載内容が、市民参加の取組の意見から得た、まちづくりの課題であり、基本計画を策定するうえでの背景として捉えるべき内容であるため、項目タイトルを変更した。</p>
<p>5. 計画の方針 ●-----></p>	<p>5. 計画を推進するために (全体に関わる事項として以下の重要な留意点を記載)</p>	<p>●項目タイトルの変更 <理由> 記載内容が方針というよりも、計画を推進していく際、全てに共通する留意すべき点であることから変更した。</p>
<p>(1)新しい公共への展開とみんなでつくるまちづくりの推進 ●-----></p>	<p>(1)みんなでつくるまちづくりの推進 ◆キーワード【市民参加、協働、情報公開】</p>	<p>●項目タイトル変更及び文章修正 <理由> 新しい公共というキーワードが今後、一般的に使用され続けられるか不透明であるため削除した。 また、文章についても、「新しい公共」部分を削除したうえで、「市民参加、協働、情報公開」という視点で見直しを行った。</p>
<p>(2)健全な財政運営 ●-----></p>	<p>(2)助け合い、支えあいのまちづくりの推進 ◆キーワード【コミュニティ】</p>	<p>●項目追加 <理由> 市民参加の取組の中で地域活動や共助に必要なキーワードとして多く挙げられた「コミュニティ」に関する記述を項目立てし追加した。</p>
<p>(3)公共施設の適正配置と施設マネジメント ●-----></p>	<p>(3)選択と集中による施策の重点化 ◆キーワード【行政評価】</p>	<p>●項目タイトル修正及び文章修正 <理由> 施策の重点化には、限られた行政資源を市民意識調査や行政評価に基づき、施策に優先度をつけ選択し、集中する必要性を明確にするため「選択と集中」を追記し、文書についても、項目変更に合わせて修正した。</p>
<p>(4)施策の重点化 ●-----></p>	<p>(4)健全な財政運営 ◆キーワード【行財政改革、自主財源確保、特定財源有効活用 財政運営適正化、財政計画】</p>	<p>○変更なし</p>
	<p>(5)公共施設の適正配置と施設マネジメント ◆キーワード【改修・更新需要への対応、量的・質的適正化、 維持管理コストの適正化、資金計画】</p>	<p>○変更なし</p>
	<p>■計画の読み方(見方)</p>	<p>○変更なし</p>

基本計画総論案（素案）

1. 基本計画策定の趣旨

平成 23 年 8 月に地方自治法が改正され、市町村の基本構想策定の義務づけが廃止されましたが、西東京市においては、基本構想を市の行政運営の長期ビジョンとして、基本計画とともに一体的に示し、戦略的な視点をもって推進していくこととしています。

この基本計画は、西東京市基本構想に示した基本理念と将来像を計画的に実現するための施策体系を示した計画です。

また、この基本計画のほかに、地域福祉計画や都市計画マスタープラン等の各行政分野に係わる個別計画が存在しますが、基本計画の策定にあたっては、それら個別計画との整合性も考慮しながら策定を行いました。

なお、本計画で示した施策体系に基づき、具体的な事業計画として、毎年度 3 ヶ年を期間とする実施計画を別に策定し、財政の裏づけをもって計画された事業を実行していきます。

2. 計画の期間

計画期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

なお、平成 31 年度からの後期 5 年間の開始にあたっては、社会経済情勢の変化や基本計画事業の実施状況、行政評価の結果、新たな市民ニーズ等も踏まえて、見直しを行うこととします。

3. 計画の指標

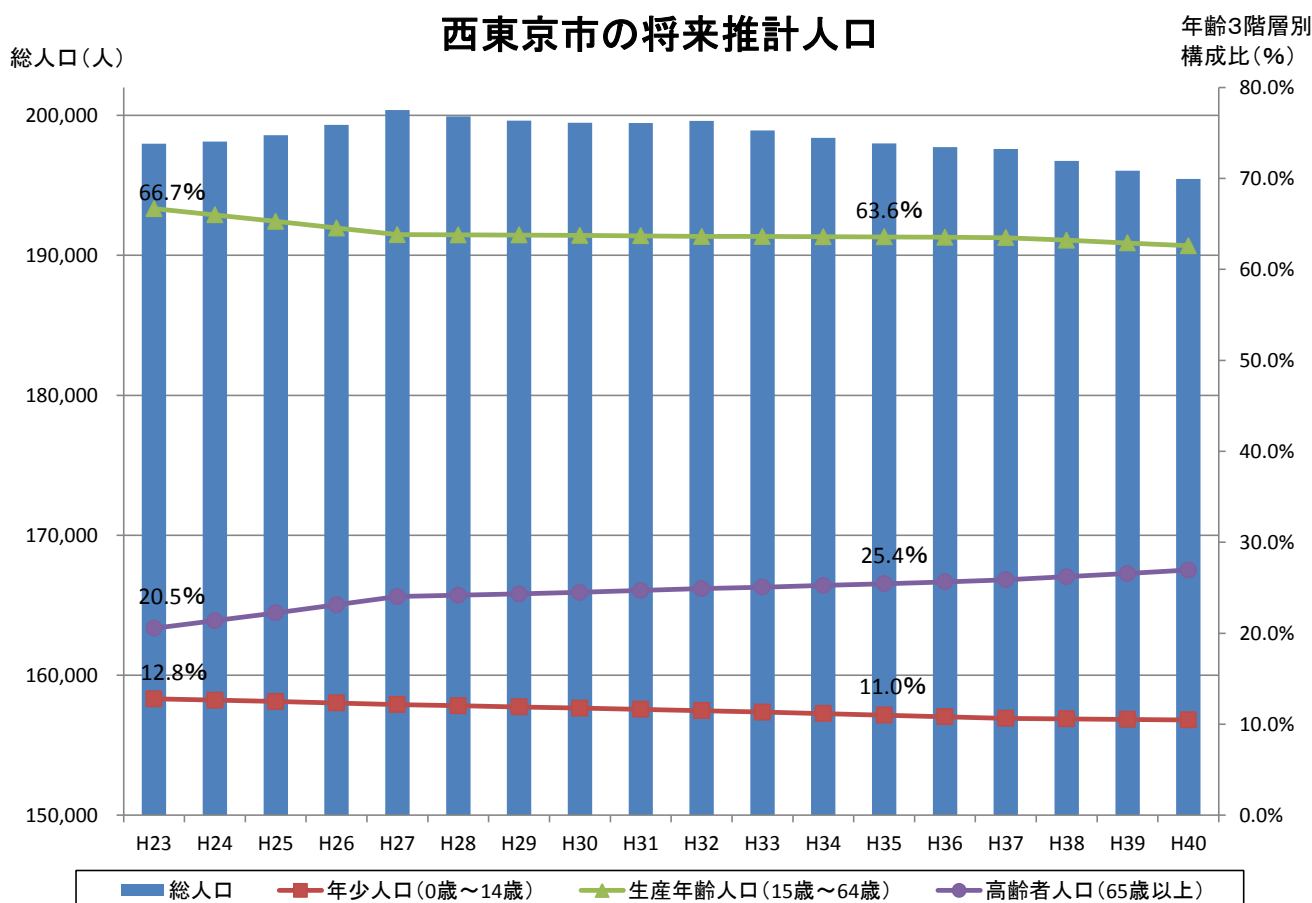
(1) 人口の推移

本市の人口は平成 27 年までは微増傾向が続き、平成 27 年に約 200,000 人となった後に減少に転じ、この計画の目標年度（平成 35 年度）における人口は、約 198,000 人になると想定します。（平成 23 年 12 月「西東京市人口推計調査報告書」より）

年齢 3 区分（年少人口、生産年齢人口、高齢人口）ごとの傾向を見ると、年少人口（0 歳～14 歳）は微減の傾向にあり、平成 23 年の総人口比 12.8%が平成 35 年には 11.0%となる見込みです。

生産年齢人口（15 歳～64 歳）については、平成 23 年の総人口比 66.7%が平成 27 年までは微減傾向にありますが、その後は横ばいとなり、平成 35 年には総人口比 63.6%となる見込みです。

一方、高齢者人口（65 歳以上）は微増傾向にあり、平成 23 年の総人口比 20.5%が平成 35 年には 25.4%となる見込みです。



資料：人口推計調査報告書（平成 23 年 12 月）

(2) 財政フレーム

基本計画（平成 26 年度～35 年度）期間中の財政計画は、社会・経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済環境や行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

①歳入

(ア) 市税

市税とは、個人・法人市民税、固定資産税、都市計画税など、皆様から納めていただいた税金です。

(イ) 地方交付税

地方交付税とは、自治体間の財政力の格差を解消するために、一定の基準に基づいて国から交付されるもので、普通交付税と特別交付税があります。

(ウ) 国庫支出金・都支出金

国庫支出金・都支出金とは、国と東京都からの補助金・負担金などです。

(エ) 市債

市債とは、建設事業などの財源となる借入金です。

②歳出

(ア) 人件費

(イ) 物件費・扶助費・補助費等

物件費とは、賃金、旅費、委託料、備品購入費などの経費です。

扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいて被扶助者に対して支出する経費です。

補助費等とは、様々な団体などへの負担金や補助金、報償費などです。

(ウ) 公債費

公債費とは、市債の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

(エ) 繰出金

繰出金とは、主に一般会計から特別会計に繰り出すものです。

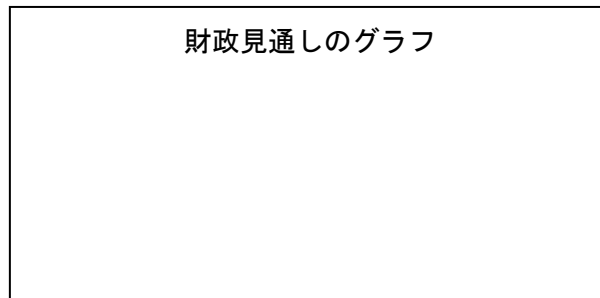
(オ) 投資的経費

投資的経費とは、道路、橋、学校などの建設や災害復旧に係る経費です。

■財政見通し（グラフ）

基本計画 10 年間（平成 26 年度～平成 35 年度）の財政見通しは次のとおりです。

（10 年間の財政見通しの資料をいただき次第、反映いたします。）



4. 計画策定の背景（各種市民参加の取組）

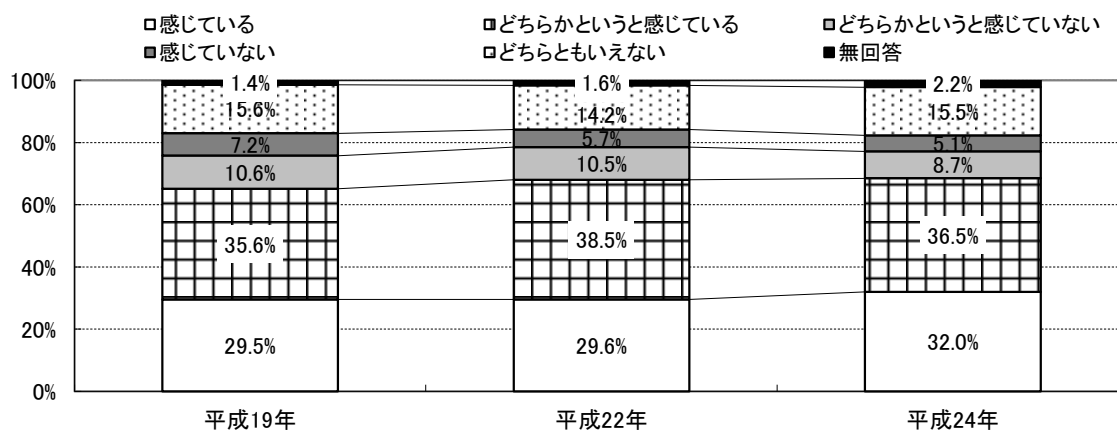
市民のさまざまな考えや意見を反映した基本計画を策定するため、今後のまちづくりに関する「市民意識調査」を実施し、市民全体の考えを把握しました。また、基本計画にあたって、「まちづくりシンポジウム」や「まちづくり市民ワークショップ」、「子どもワークショップ」、「企業・団体ヒアリング」を実施し、今後のまちづくりに関する市民の意識を直接把握しました。

(1) 市民意識調査

本調査の調査対象は、西東京市住民基本台帳に登録された18歳以上の男女個人5,000人に対し人口構成比を配慮し無作為抽出とし、調査用紙を郵送配布・郵送回収することにより実施しました。回収数は2,414票（回収率48.3%）、有効回答数は2,408票（有効回収率48.2%）となっています。以下、代表的な項目についての結果を紹介します。

① 西東京市への愛着度

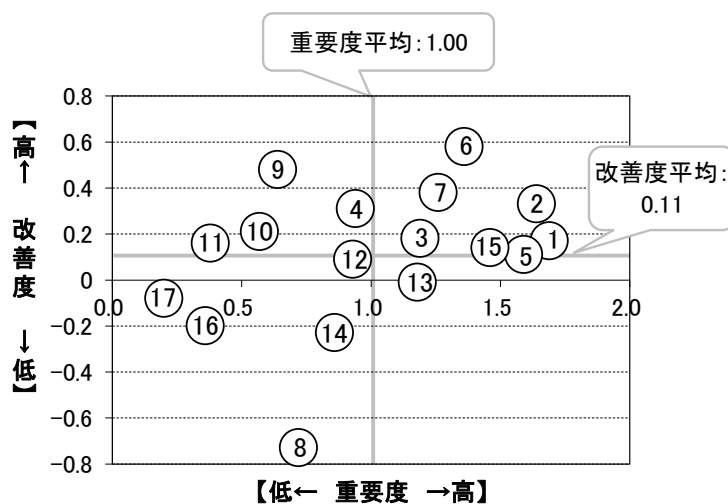
平成24年調査では、西東京市に愛着を「感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせると68.5%であり、平成19年調査から増加しています。一方、平成24年調査では、西東京市に愛着を「感じていない」と「どちらかというと感じていない」を合わせると13.8%であり、平成19年調査から減少しています。西東京市に愛着を感じている市民が増えていることがわかります。



② 身近な生活環境の改善度・満足度

身近な生活環境について、今後の「重要度」を横軸に、10年前と比較した現在の状況として「改善度」を縦軸にとると、「防犯・防災など生活安全対策」や「医療サービスの受けやすさ」などが重要度と改善度がともに高く、引き続き維持に重点的に取り組む「重点維持分野」として位置づけられます。また、「街並み・景観」や「電話・インターネットなどの通信環境」などは重要度が低いですが、改善度が高く、引き続き維持に努める「維持分野」、「子どもの教育環境」は重要度が高いですが、改善度が低く、改善に重点的に取り組む

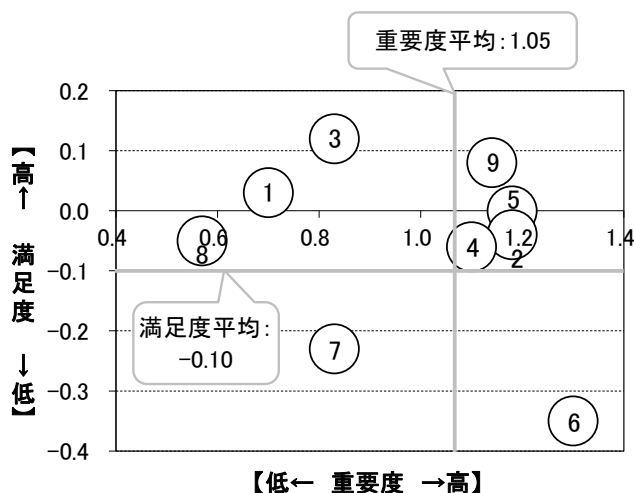
む「重点改善分野」として位置づけられます。なお、「地元の商店街」や「育児相談・保育園などの育児サポート環境」などは重要度と改善度がともに低く、改善に努める「改善分野」として位置づけられます。



維持分野 4: 街並み・景観 9: 電話・インターネットなどの通信環境 10: 芸術や文化にふれる機会、学習する環境 11: スポーツに参加する機会、楽しむ機会	重点維持分野 1: 防犯・防災などの生活安全対策 2: 医療サービスの受けやすさ 3: 緑や水辺などの自然環境 5: 安全で歩きやすい道路環境 6: 鉄道・バスなどの公共交通の利便性 7: 買い物の利便性 15: 誰もが安心して暮らすための福祉環境
改善分野 8: 地元の商店街 12: 育児相談・保育園などの育児サポート環境 14: 就労時間、就労内容などの働く環境 16: 町内会などの自治組織の活動 17: 夏祭りなどの地域の行事・イベント	重点改善分野 13: 子どもの教育環境

③ 市政の満足度・重要度

西東京市の市政について、現在の「満足度」を横軸に、今後の「重要度」を縦軸にとると、「子ども」や「保健福祉」、「環境」、「行政運営」が重要度と満足度がともに高く、引き続き維持に重点的に取り組む「重点維持分野」として位置づけられます。また、「社会・平等」や「芸術・文化」、「市民参加」は重要度が低いですが、満足度が高く、引き続き維持に努める「維持分野」、「まちづくり」は重要度が高いですが、満足度が低く、改善に重点的に取り組む「重点改善分野」として位置づけられます。なお、「産業」は重要度と満足度がともに低く、改善に努める「改善分野」として位置づけられます。



維持分野 1: 社会・平等 3: 芸術文化 8: 市民参加	重点維持分野 2: 子ども 4: 保健福祉 5: 環境 9: 行政運営
改善分野 7: 産業	重点改善分野 6: まちづくり

(2) 「まちづくりシンポジウム」、「まちづくり市民ワークショップ」、「子どもワークショップ」、「企業・団体ヒアリング」

基本計画の策定にあたっては、人口構成比に配慮した無作為抽出により、西東京市住民基本台帳に登録された18歳以上の男女個人3,000人に対し、申込用紙を郵送配布・郵送回収するとともに、市報及び市ホームページで参加者を募る「まちづくりシンポジウム」を開催し、有識者による今後のまちづくりに関する講演などを行いました。また、まちづくりシンポジウムにおいて「まちづくり市民ワークショップ」の参加者を募り、今後のまちづくりについて意見を出し合いました。

また、小学生・中学生が今後のまちづくりについて意見を出し合う「子どもワークショップ」や、企業・団体の今後のまちづくりの意見を尋ねる「企業・団体ヒアリング」を行いました。

「まちづくりシンポジウム」、「まちづくり市民ワークショップ」、「子どもワークショップ」、「企業・団体ヒアリング」では、今後のまちづくりに関して、次のような意見がありました。

- ① 「創造性・人間性の育つまちづくり」について
 - 子どもを第一に考えて地域で育てることが必要である。
- ② 「笑顔で暮らすまちづくり」について
 - 若年層と高齢者などすべての市民が共生できるまちの実現が必要である。
- ③ 「環境にやさしいまちづくり」について
 - みどりを守りながら、低炭素社会づくりに取り組むことが必要である。
- ④ 「安全で快適に暮らすまちづくり」について
 - 地域ぐるみの防災・防犯対策が必要である。
 - 駅周辺のにぎわいづくりが必要である。
- ⑤ 「活力と魅力あるまちづくり」について
 - 大学と連携し、ソフトなものづくり産業の振興や商店街の活性化が必要である。
- ⑥ 「みんなでつくるまちづくり」について
 - 市民の主体的なまちづくりへの参加が必要である。

5. 計画を推進するために

基本計画では、次の5つの点を計画を推進するための重要な要点ととらえたうえで、事業をすすめていきます。

(1) みんなでつくるまちづくりの推進

個性豊かで活力ある地域社会を実現するためには、多くの人々がまちを良くしていくために一歩前に踏み出し、みんなでまちをつくる行動をおこし、市民と市民、市民と市が協働してまちづくりを推進していくことが必要と考えます。

市民がまちづくりの主役として活躍できるよう、市民参加をさらに発展させるとともに、市民の意向を的確に反映させながら市民どうしや市民と市が協働して事業を推進する市民協働をすすめます。

また、市民協働をすすめるうえで必要な行政の情報について、個人情報等の情報資源の保護に十分配慮しながら、情報公開と情報発信をすすめていきます。

(2) 助けあい支えあいのまちづくりの推進

平成23年3月に発生した東日本大震災と福島原子力発電所の事故は、私たちに地域の絆、地域での助けあい支えあいの大切さを再認識させました。災害に強いまちをつくるためには、行政による公助、市民自らの自助、地域による共助が互いを補完し合いながら機能することが大切です。また、地域において市民が助けあい支えあうことは防犯の面でも効果があるといわれています。

その一方で、町内会などの地域コミュニティ活動は、その必要性は理解されながら、活動はなかなか活発化しないという市民の声も聞きます。

災害に強く、犯罪の起きにくいまちづくりをすすめるために、地域における市民のつながりを強め、地域コミュニティの活性化を図る取組をすすめていきます。

(3) 選択と集中による施策の重点化

市政の運営にあたって、限られた行政資源（予算と職員）の制約の中で、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策に優先順位をつけて優先度の高い施策に行政資源を集中する「選択と集中」を行い、優先度の高い施策を重点的に行うことが必要です。

重点化が必要な施策の選択は、市民意識調査や行政評価に基づくこととし、その実施にあたって必要な体制の整備や予算措置を図るなど、行政資源の集中化を図ることとします。

(4) 健全な財政運営

財政基盤の縮小、質と量の両面での行政需要の拡大、きめ細やかな行政サービス提供の仕組みの構築の必要性を背景として、平成 22 年 3 月に策定された「地域経営プラン 2010」において、行財政改革の主な方向性として次の 3 つの観点が示されています。

①市の現状を見据えた自治体経営の適正化

合併に伴う国や都からの特例的な財政支援措置の段階的縮小、経済情勢の悪化、労働力人口の減少などによる財政基盤の縮小が見込まれるなか、過度の将来負担が生じることのない、安定的で持続可能な適正規模の自治体経営を目指し、大局的な観点から施策優先度を判断して必要性の低くなった事業の縮小・統廃合を進めるための仕組み（P D C A サイクル）の強化、質の高いサービスを効率的に提供できる公共施設の管理手法の検討を進めます。

②歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化

高齢者世代の増加や雇用環境の悪化などの背景から、公的サービスを生活の支えとする層が今後さらに増加すると見込まれています。一方で、財源や職員などの行政資源は限られており、拡大し続ける行政需要に的確に対応していくためには、歳出・歳入両面における効率化が必要不可欠となります。そこで、経常経費の削減に率先して取り組むとともに、市民負担の公平性や透明性にも留意しながら、サービス対価の適正化や、市が有する債権の徴収率の向上を目指すとともに、自主財源確保のための新たな歳入項目の創出や拡大に向けた取組を推進します。

③効果的なサービス提供の仕組みづくり

国における地方分権や地域主権の方針から、自治体の任務は、法令や各種計画を着実に実行する「執行」面に加えて、市民が求める行政サービスを効率的・効果的に実現する手法を判断する「政策」面にも拡大しており、今後、自治体が担う役割の高度化に適切に対応していくためには、市民の視点や地域の実情を政策立案に反映できる仕組みづくりが重要となります。そこで、民間部門の力の活用や推進や市民と行政との情報交換の充実、新たな課題に対応できる体制の整備、職員の能力向上、他団体との協力関係の強化など、これまでの取組をさらに推進します。

(5) 公共施設の適正配置と施設マネジメント

西東京市では、第一次総合計画を念頭においた「公共施設適正配置基本計画」を平成 16 年 3 月に定め、公共施設の有効活用を前提とした公共施設の統合整備や新たな施設の整備事業をすすめてきました。

合併後 10 年の「新市建設計画」の期間を終え、平成 26 年度からの本総合計画への位置づけも見据えつつ、平成 23 年 3 月に「公共施設の適正配置に関する基本方針」を定め、今後の公共施設の適正配置の取組の推進を図ることとしています。

①計画保全

施設建物の安全性を確保するとともに突発的な機能停止による公務やサービスの中断を防ぐため、近い将来に建替えを行う施設、改修をして延命化を図るべき施設、廃止も含めて検討する施設を可能な限り早い時期に選別して保全を行う「計画保全」をすすめていきます。

②量的適性化

施設の大規模改修や建替えを実施する際などに、統廃合や複合化により施設の集約化を図るとともに、統廃合等により生じた余剰施設・用地については、必ずしも転用を前提とはせず、売却処分も選択肢の1つに含める等、可能な限り市の保有土地・建物量の総量抑制を図ることとします。

③質的適性化

地域における施設需要と実際に設置されている施設とのギャップを埋め、需要に即した施設配置に変えていく質的適性化を行うとともに、安全性の確保、施設内容の充実、社会的ニーズへの対応をすすめます。

④維持管理コスト適性化

施設の複合化・集約化を図ることで施設維持管理費の圧縮に努めるとともに、施設の建替えを行う場合には、ライフサイクル・コスト・マネジメントの考え方により、施設建設に要する初期経費とランニングコストとの合計額を総合的に勘案するほか、高効率エネルギーシステムの導入により光熱水費の抑制を図るなど、トータルでの経費抑制に努めていきます。また、ストック・マネジメントの考え方により、各施設の性能水準や目標使用年数を設定した上で、定期点検・診断や予防保全の実施、短期・長期の保全計画の策定、改修工法の最適化をすすめていきます。

6. 計画の読み方

(ここでは、基本計画の読み方・見方を示します。)